

逗子の暮らしセレクション 認定制度について

地域資源特産品開発部門

地域資源特産品委員会

平成 28 年 6 月 13 日

逗子市は、海辺を中心に開けた風光明媚な景観やおだやかな気候、明治時代からの鉄道開通などを背景に、保養地や癒しの地として、多くの文化人や政財界人をはじめとする洗練されたセンスを持つ人々が集まり、同時に商工業が発展し栄えてきました。

そんな逗子の暮らしには、人々の生活へのこだわりと品の良さが漂い、先端的なデザインやサービスと、古き良き時代から脈づくあたかさや懐かしさが、価値ある共存を成し遂げています。このような中で、特に地元逗子市民が親しみ、愛する商品やサービス、また地元事業者が誇りを持って提供する商品やサービスを「逗子の暮らしセレクション」と位置づけ、これらの価値をより多くの人々が手にすることを可能にし、逗子市が将来永劫魅力あふれるまちであり続けるために「逗子の暮らしセレクション認定事業」を実施します

<事業概要>

■事業のねらい

- ・ 地域の商品・サービス等をブランド化することで、他地域や大手の類似商品・サービスとの差別化を図る。
- ・ 近年増加傾向にある「地元のものを贈りたい」「顔の見える人が提供する商品・サービスを選びたい」と考える消費者のニーズに応える。
- ・ 新たな商品開発、話題づくり、消費拡大を通じ、地域の商工業の活性化を図る。

■事業実施体制

逗子市内のさまざまな主体（事業者・市民・行政など）で逗子の暮らしセレクション推進協議会を構成し、事業を進める。※第 2 期以降予定

<逗子の暮らしセレクション推進協議会について> ※第 2 期以降予定

■会員

(1) 幹事会員

- ・ 逗子市商工会地域資源部門の各委員会及び委員会が必要と認めた者

(2) 一般会員

- ・認定商品・サービスの製造者または販売者で会費を納めたもの
- ・協議会の会費は認定品 1 商品・1 サービスにつき年額 5,000 円とする。
※第 2 期以降予定。第 1 期は無料。

■実施内容

(1) 認定事業

【募集対象】

以下の要件をすべて備えたものを認定の対象とする。

- ①協議会が定めた業種・業界団体のいずれかに所属しており、推薦されたもの。もしくは、協議会が定めた業種・業界団体が製作したもの

[協議会が定める業種・業界団体]

- ・逗子市商工会
- ・逗子市商店街連合会(各商店会の連合会)
- ・小坪漁業協同組合
- ・鎌倉衛生協会逗子支部(飲食業など保険事務所管轄の業種組合の連合会)
- ・逗子マリン連盟
- ・逗子市に登録している市民活動団体
→逗子市に「ボランティア・市民活動団体」として登録をしているもの
または逗子市の協働事業提案者要件に適合するもの
- ・その他協議会が認める団体

- ②6 ヶ月以上の販売実績、もしくはイベント等での販売実績が過去に 5 回以上あり、なおかつ継続的に提供できるもの。
- ③関係法令に違反しないもの。
- ④適正な価格であると認められるもの。
- ⑤名称・意匠及び材料が逗子市にふさわしい要素を有するもの。
- ⑥逗子市内において生産・加工または販売されているもの。
- ⑦業界での製造・保存・包装基準、表示義務を満たしていること。
- ⑧その他、協議会が逗子の暮らしセレクションとして認定するに値すると判断したもの。

【申請】

- ・協議会が定める申請書により、決められた時期に会長に申請を行う。
- ・申請品数は 1 事業所につき 3 商品までとする。
- ・申請者は協議会が定める申請料として 1 商品・1 サービスにつき 2,000 円を支払う。
※第 2 期以降予定。第 1 期（2016 年 4 月・10 月・2017 年 4 月申請分）は無料。

- ・申請者は、申請前に商品・サービスの内容について相談をすることができる。

【審査】

- ・協議会とは別に審査会を設置し審査を行う。その結果に基づき、協議会において適否を最終決定する。

【審査委員】

- ・審査委員は、会長が委嘱する。
- ・審査委員の任期は、審査を行った日をもって終了する。
- ・審査会は、審査委員 20 名以内をもって組織する。
- ・審査会は、会長が招集し座長となる。
- ・審査会は、以下の団体等のうちからその推薦者や代表者をもって組織する。

協議会役員

業種・業界団体

公募市民（消費者） ＊年齢・性別を考慮し選考

学識経験者またはプロモーション、マーケティングに関する有識者、著名人等

行政

観光協会

その他、協議会において必要と認めた者

【選定基準】

審査会は、以下の審査基準により審査し、選定する。

- ・味覚（飲食品のみ）など感覚的満足感（風味、芳香など）
- ・品質、品格（外観、色沢など）
- ・逗子らしさ（名称、材料、内容、コンセプトなど）
- ・意匠、イメージ（形状、デザイン、ロゴ、パッケージなど）
- ・市場性、価格
- ・機能性（飲食品以外）

【特別賞】

- ・逗子市長賞
- ・逗子市商工会長賞
- ・その他、スポンサー賞、著名人賞など

【認定期間・見直し・取り消し】

- ・認定期間は、認定証の交付の日から 2 年間とする。

※ただし第 1 期のみ、2018 年 4 月までとする。

（申請及び認定を 2016 年 4 月、10 月、2017 年 4 月に実施する。）

- ・2 年に 1 回すべての認定品について見直し（申請・審査・認定）を行う。

- ・期間中であっても、選定基準に適合しなくなった場合、品位・信用等を著しく害する行為があったときなどは、会長は、役員会に諮り認定を取り消すことができる。

【“市民が選んだ逗子の暮らしセレクション”枠の設置】

- ・審査会による認定とは別に、“市民（消費者）が選んだ逗子の暮らしセレクション”とした認定を行う
- ・1期間あたり10程度の商品・サービスとする。
- ・協議会で認めた市民意見調査（アンケート、ヒアリング）の結果をもとに、提供事業者等の意向をふまえ、協議会において適否を最終決定する。
- ・これにより認定された商品・サービスについて、協議会への登録年会費は2,500円とする。
※第2期以降予定。第1期は無料。

【認定の印】

認定された商品・サービスについては、証票を表示するとともに認定シール（有料）を貼付することができる。また、商品の包装紙やサービスの告知媒体に認定マークを使用することができる。ただしその場合は、会長の承認を得るものとする。

（2）利用促進事業

- ・認定品は「逗子市ふるさと基金」の返礼品として推薦する。ただし、提供事業者が希望しない場合は除外することができる。返礼品は、認定された商品・サービスを複数組み合わせた詰め合わせやセットプラン（ツアー）などとして商品化されることもある。
- ・印刷物（パンフレット・冊子）の作成及び配布、ウェブサイトの製作、ロゴの作成、シール、店頭表示品等販促アイテムを製作する。
- ・市内外で開催されるイベント等で販売やPRを行う。
- ・その他

（3）開発支援事業

- ・新たな名産品の創作及び地場産品の掘り起こし、相談などを行う。
- ・新商品開発のために参考となる、消費者ニーズ調査に関するものを行う。

（4）その他の事業

- ・会員間の情報交換、協力の推進に関するものを行う。
- ・その他、協議会の目的達成に必要な事業を行う。